

# 一般社団法人 物理探査学会

## 平成24年度第2回臨時総会資料

日 時 平成25年3月27日(金) 13:00～14:00  
場 所 一般社団法人物理探査学会 会議室  
東京都千代田区東神田1-5-6

- 総会次第
1. 開会の辞
  2. 会長挨拶
  3. 総会開始の宣言
  4. 議 事  
決議事項  
第1号議案 定款の一部変更の件
  5. 閉会の辞

資料

公益社団法人物理探査学会定款(案)

## 公益社団法人物理探査学会定款（案）変更箇所一覧

変更前（平成 24 年度臨時総会承認時定款（案））	変更（案）と変更理由
<p>第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 研究発表会等の<u>開催事業</u></p>	<p>第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 研究発表会等の<u>開催</u></p> <p>・登記簿記載事項に合わせるため</p>
<p>第 44 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する<u>法律（以下、認定法という。）</u> 第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。</p>	<p>第 44 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する<u>法律施行規則</u>第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。</p> <p>・法令の名称を正確に記述するため</p>
<p>第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産の額を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、<u>認定法</u>第 5 条 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産の額を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、認定法という）</u> 第 5 条 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>・第 44 条を変更したため</p>
<p>【附則】</p> <p>1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 3 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 設立時の代議員としての任期は、設立後最初に到来する代議員選挙終結の時までとする。</p> <p>4 この法人の最初の会長は、茂木透とする。</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日設立 同日施行</p>	<p>【附則】</p> <p>1 この定款の変更は、公益認定を受けた日から施行する。</p> <p>・一般社団法人から公益法人に移行する際は、左記の附則は不要</p>